

甲州市公共工事契約の入札における最低制限価格適用要領新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(対象)</p> <p>第3条 最低制限価格制度を適用することができる契約は、<u>原則として市が発注する公共工事契約の競争入札で、予定価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）が130万円を超えるもののうち、契約担当者が定めるものとする。ただし、低入札価格調査実施要領の規定に基づき甲州市低入札調査基準価格を設定する工事には適用しない。</u></p>	<p>(対象)</p> <p>第3条 最低制限価格制度を適用することができる契約は、<u>低入札価格調査制度を適用しない全ての工事入札に適用（随意契約による工事を除く）するものとする</u></p> <p>_____。</p>